

京都市告示第 号

昭和56年1月8日京都市告示第206号（京都市消費者保護条例第7条の規定に基づく包装食品の品質表示基準）の一部を次のように改めます。

平成17年9月30日

京都市長 榊本 頼兼

京都市消費者保護条例第7条の規定に基づく包装食品の品質表示基準の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づく商品等表示基準

制定文中「京都市消費者保護条例第7条」を「京都市消費生活条例第14条第1項」に改める。

附 則

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

（文化市民局市民生活部市民総合相談課）